

I C T活用教育推進のための調査研究事業に係る委託業務 (主にオンライン学習・オンライン研修に係る業務) 仕様書

1 業務名称

I C T活用教育推進のための調査研究事業に係る委託業務 (主にオンライン学習・オンライン研修に係る業務)

2 業務目的

国の「G I G Aスクール構想」の前倒しにより、学校ではI C T機器の整備が急速に進んでおり、児童生徒の学びの保障と教職員のI C T機器に係る知識・技能の習得は急務となっている。

そこで、I C T活用教育の推進に向けて方針を検討するため本事業を実施する。

3 対象業務

本業務は、以下の内容を対象とする。

- (1) 受託者は、I C T機器等の専門的な知見を有するシステムエンジニア (以下「S E」という。) を配置し、県教育委員会等が実施するオンライン研修・オンライン学習の実施に係る検証について、分析及び改善等に係る助言を行うこと。
- (2) 業務実施日は原則週2日とし、県教育委員会と調整の上、決定する。
- (3) S Eは、業務実施日以外でも県教育委員会からの相談及び問合せに対応できるように、連絡体制の整備を行うこと。相談及び問合せには直接回答、又はリモート (テレビ会議システム、電話) や訪問等によって、助言・支援すること。なお、受付・対応時間は、平日9時から17時までとすること。
- (4) 専門的知識や資質の向上を図る研修マニュアル案の作成等を行うこと。
 - ・県教育委員会が導入するオンライン研修及びオンライン学習に係るI C T機器等についてシステムの特性や県教育委員会が目指す姿を理解したうえで、様々なネットワーク環境や学校やクラス毎の特性における課題抽出を行い、システムの活用を推進する方法や改善策について提言を行うこと。なお、テレビ会議システムについては、県教育研修センターと県立学校間、県教育委員会事務局と各市町村教育委員会間などの接続を想定している。
 - ・専門的知識や資質の向上を図る研修マニュアル案を作成すること。
 - ・テレビ会議システムを活用した研修会を実施すること。なお、機器等は県教育委員会が準備する
- (5) I C Tを活用した家庭学習マニュアル案の作成等を行うこと。
 - ・県教育委員会が導入するテレビ会議システムにおける学校と家庭間のネットワーク環境等における課題抽出を行い、システムの活用を促進する方法や改善策について提言を行うこと。なお、検証環境は県教育委員会が準備する。
 - ・今後のI C Tを活用した家庭学習におけるセキュリティ対策やリテラシー向上に資する家庭学習マニュアル案を作成すること。
- (6) 今後の本県における教育の情報化へ向けたI C T活用教育推進プラン (素案) 作成を行うこと。
 - ・社会情勢の変化やI C Tの進展を踏まえて、今後の本県における教育の情報化に向けたI C T活用教育推進プラン (素案) を作成すること。なお、プランには県教育委員会が運用する「教育ネットひむか」の将来像について盛り込むこととし、県教育委員会が指定する事業者等へのヒアリングを実施し実効性のあるものとする。

4 業務内容

本業務の遂行にあたり、未来の教室プロジェクトチーム (仮称) の設置を行い、S Eを交えた協議及び検証を行う。

5 スケジュール

本業務のスケジュールは以下を想定しているが、進め方について、企画提案書の中で最適な方法を提案すること。また、スケジュール作成にあたっては、県教育委員会の役割を明確に示すこと。

| | |
|---------------|------------|
| 令和2年9月 | 業者選定 |
| 令和2年9月 | 契約締結 |
| 令和2年9月～令和3年3月 | 県への助言及び支援 |
| 令和3年3月 | 業務完了報告書の提出 |

6 業務履行場所

宮崎県庁、宮崎県内の県立学校及び県教育研修センター

7 成果品

(1) 提出書類等

提出書類は受託事業者と県教育委員会による協議・提案に基づき変更されることがある。また、業務報告書の作成にあたっては、以下の点に留意すること。

- ・ 当業務で収集した情報や資料、作成した資料については、内容により分類し、時系列に整理すること。
- ・ 業務報告書作成に使用した参考資料については、その写しを添付すること。
- ・ 基本設計・調達仕様書の作成については、検討過程を明らかに、報告書に記載すること。
- ・ 調達コストの検証に使用した資料等については、その写しを添付すること。

| | 名称 | 提出時期 | 留意事項 |
|---|-------------------------|------------|--|
| 1 | 業務実施計画書 | 契約締結後、速やかに | 企画提案書をベースに詳細スケジュールやプロジェクト管理、体制図等を記載すること。 |
| 2 | 情報漏洩等への対策に関する文書 | 契約締結後、速やかに | 情報漏洩等のセキュリティ事故を防止するための作業ルール、チェック体制などを記載すること。 |
| 3 | ICTの活用を推進する方法や改善策について提言 | 令和3年3月末まで | 上記3（4）及び（5）の内容 |
| 4 | 研修マニュアル案 | 令和3年3月末まで | 上記3（4）の内容 |
| 5 | 家庭学習マニュアル案 | 令和3年3月末まで | 上記3（5）の内容 |
| 6 | 定期報告 | 毎月10日まで | 支援内容や問い合わせ記録等 |
| 7 | 議事録 | 会議後速やかに | 会議後7日以内に提出することとし、決定事項や課題を中心に議事内容を簡潔にまとめること。 |
| 8 | 業務完了報告書 | 業務完了後 | 下記7（2）のとおり |

(2) 業務完了後の成果品

- ① 業務完了報告書 1部
- ② 研修マニュアル案 1部
- ③ 家庭学習マニュアル案 1部
- ④ ICT活用教育推進プラン（素案） 1部
- ⑤ 上記を納めた磁気記録媒体（CD-ROM等） 1枚

※ 業務完了報告書の内容については、事業開始当初に県教育委員会と協議の上、決定するものとする。

※ 電磁的記録媒体による納品について、Microsoft Word 2016、同 Excel 2016、同 PowerPoint2016 で読み込み可能な形式、又は PDF 形式で作成し、納品すること。

ただし、県教育委員会が他の形式による提出を求める場合は、協議の上、これに応じること。なお、受託者側で他の形式を用い提出したいファイルがある場合は、協議に応じるものとする。

※ 納品後、県教育委員会において改変が可能となるよう、図表等の元データも併せて納品すること。また、PDF形式で納品されるファイルについても、編集可能な元データを併せて納品すること。

(3) 納品先

宮崎県宮崎市橘通東1丁目9番10号
宮崎県教育庁教育政策課

8 その他留意事項

(1) 秘密の保持

当該委託業務に従事する者は、この契約の履行に当たって知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。また、契約期間が満了し、又はこの契約が解除された後においてもなおその効力を有するものとする。

(2) 個人情報の保護

当該委託業務を処理するため個人情報を取り扱うに当たって、別記1個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

(3) 疑義の解決

本業務の委託契約書及び業務仕様書に定めるもののほか、疑義が生じた場合は、県教育委員会と受託者が協議のうえ決定するものとする。

(4) 貸与資料と使用期限

県教育委員会は、業務を実施するにあたって必要な資料を受託者へ貸与する。受託者は貸与された資料の取り扱い及び保管を慎重に行い、業務上必要であっても県教育委員会の承諾なくして複写又は複製してはならない。この場合の承諾は書面により行う。なお、業務完了後はすみやかに返却しなければならない。

(5) 第三者への委託（地元企業への再委託の配慮）

受託者は、業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、成果品の品質向上のための委託、業務の効率性向上のための委託、宮崎県に本社を置く地元企業の技術力向上につながるための委託についてはこの限りでない。（再委託については、宮崎県に本社を置く地元企業を活用すること。）

なお、この場合であっても書面による本県の承認を得ることとし、再委託先についても、「(1)秘密の保持」、「(2)個人情報の保護」の制約を負わせるものとする。

(6) 損害賠償等

本業務の実施に関し、受託者が県教育委員会並びに第三者に事故等の損害を与えた場合は、受託者は直ちに損害を被害者に賠償しなければならない。

また、県教育委員会が契約を解除した場合、受託者に損害があっても県教育委員会は受託者に対しその損害を賠償しない。

(7) 完了

業務は成果品納品書と共に成果品を提出し、県教育委員会の完了検査を受け、検査合格により完了とする。検査不合格の場合は、直ちに補正等の必要な措置を講じなければならない。

また、契約期間完了後の機器撤去作業に関して、受託者は蓄積されたデータの消去、ハードウェア設置場所からの解体、取外し、荷造り及び廃棄物処理を実施しなければ

ならない。

なお、データ消去については、消去方法を県教育委員会と協議の上、決定するとともに、データ消去証明書を発行することとし、それに要する費用についても、本調達に含むものとする。

(8) 成果品の保証期間（契約不適合責任）

成果品の納入後1年を保証期間とし、保証期間内に品質基準を満たしていないことが判明した場合には、受託者の責任において関連する項目を再検査し、不良個所の修補等の必要な措置を講じなければならない。これにかかる費用は受託者の負担とする。

なお、成果品の瑕疵が県教育委員会の指示により生じたものであるときは、本規定を適用しないものとする。ただし、県教育委員会の指示が不相当であることを受託者が指摘しなかったときは、本規定を適用するものとする。

(9) 成果品の帰属（著作権等）

受託者は、本規定に定める以外の本業務による納入物の著作権、並びに翻訳権・翻案権及び二次的著作物の利用に関する権利を、県教育委員会に譲渡するものとし、この場合の譲渡に係る費用は委託料に含まれるものとする。また、著作者人格権は行使しないものとする。

納入物の著作物については、受託者が従前から有していたドキュメントの著作権及び受託者が業務の実施において新たに受託者が単独で著作したドキュメントの著作権は、受託者に留保されるものとし、県教育委員会は、本契約に基づき自己利用するために必要な範囲でこれらを著作権法に従って利用できるものとする。